

鐵管内の立賣従業員組合を結成すべく未だ整理（整理共乙）が奮勵し小倉、博多、直方、鳥栖等の立賣人約百名の賛成を得て悉々之が結成をなすべく準備中の處之を通知したる關係營業人側は屢々會議を開き協議の結果結成を阻止することになり決し各方面印刷物を配布し自重を促したるが立賣人側は組合の本質が智徳潤養地位向上にあることを力説して了解に努めたるも容れられなかつたが尙希望を捨てず奔走中の處偶々直方縣の中心分子一名が純曲に感服されたる爲之に憤激した立賣人七名は六月二十九日新尾驛に來り經過を報告すると共に援助を求めたる結果遂に罷業を執行するに至る。

二、要求事項

- 1、立賣従業員組合の承認
- 2、月二回の公休及公休手當の支給

- 3、制服の金額支給
 - 4、最低給料の四拾五圓支給
 - 5、住込人への待遇改善
 - 6、退職手當法の適用
 - 7、盆正月の賞與支給
 - 8、食費給五圓支給
 - 9、犠牲者を追悼に出さぬこと
- 組合設立を撤回して提出したる第二回の要求事項
- 1、一箇月二回の公休を附與す但し一日^半日^半量計試圖とす
 - 2、制服費は金額支給す但夏二着冬一着とす
 - 3、給料は現給月收の三割増とす
 - 4、住込人の待遇を改善す但し店主毎に要求交渉す
 - 5、退職手當は支給方考慮す但眞實率現在に倣ふこと